

島根県建築士事務所指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、建築士法（昭和25年法律第202号。以下「法」という。）に基づき、島根県知事の登録を受けた建築士事務所及び登録を受けようとする建築士事務所の開設者等に対する指導に関し必要な事項を定め、その知識、技能の維持向上及び品位の保持並びに業務の適正化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 建築士事務所の開設者等とは、法第23条の規定に基づいて登録を受けた者及び法第24条に規定する建築士（以下「管理建築士」という。）並びにこれらになろうとする者をいう。

(建築士事務所の開設者等の責務)

第3条 建築士事務所の開設者等は、建築士事務所の業務の執行に必要な知識及び技能の維持向上に努めなければならない。

- 2 建築士事務所の開設者は、法第23条第1項に規定する設計等の業務のほか他の業務を兼業する場合は、設計等の業務内容と他の業務を明確に区分しなければならない。
- 3 建築士事務所の開設者は、設計及び工事監理に関する業務を行う場合には、法第25条の規定による基準に基づいた適正な報酬をもって、書面により、契約を締結しなければならない。
- 4 建築士事務所の開設者等は、建築士事務所として必要な装備の充実に努めなければならない。
- 5 建築士事務所の開設者は、(社)島根県建築士事務所協会への加入に努めなければならない。
- 6 **建築士事務所の開設者は、設計等の業務に関し生じた損害を賠償するために必要な金額を担保するための保険へ加入することが望ましい。**

(知識及び技能の維持向上)

第4条 建築士事務所の開設者等及び当該建築士事務所に所属する建築士（以下「所属建築士」という。）は、業務に関し必要な知識及び技能の維持向上を図るため、島根県知事の指定する講習（以下「指定講習」という。）の受講に努めなければならない。